

## デジタル社会の実現に向けた重点計画(案) 個人情報保護委員会関連施策(抄)

### 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

#### 3. 包括的データ戦略

フィジカル空間(現実空間)とサイバー空間(仮想空間)を高度に融合させたシステム(デジタルツイン)を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立(新たな価値を創出)する人間中心の社会を実現するため、別紙「包括的データ戦略」に示す取組を進める。

包括的データ戦略は、行政機関が最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクしたID体系の整備、ベース・レジストリをはじめとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁にその実装の司令塔となることを求めている。具体的には、デジタル庁の業務を通じて包括的データ戦略を実践していくべく、情報システム整備方針に「行政におけるデータ行動原則」を反映させ、情報システム予算のレビューの中でその遵守状況を評価していくこと、準公共分野において包括的データ戦略に基づき付加価値の高いサービスを提供するプラットフォームが提供されるように情報システム整備方針を策定すること、相互連携分野において標準に係る整備方針の策定に当たり包括的データ戦略との整合性の確保を図ること等を求めている。重点項目として、トラスト、プラットフォーム、データ取引市場とPDS・情報銀行、基盤となるデータの整備、デジタルインフラの整備・拡充を掲げるとともに、組織の在り方や、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT<sup>1</sup>)の推進に向けた国際連携等についての方針を示しており、取組の概要は下記(1)から(7)に示すとおりである。

#### (4) 基盤となるデータの整備

##### ② ベース・レジストリの整備の推進等

IT総合戦略室は、令和3年(2021年)5月に「ベース・レジストリの指定について」を策定し、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するもの及び今後ベース・レジストリとして整備の在り方を含め検討するものの区分を設け、具体のデータを指定した。今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う。その際、それぞれのデータの整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態を検討し、整備を進める。

また、デジタル庁を中心に、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスした等のアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用者の信頼性

<sup>1</sup> 信頼性のある自由なデータ流通。デジタル時代の競争力の源泉である「データ」について、プライバシーやセキュリティ・知的財産などに関する課題に対処することで、国内外において自由なデータ流通を促進させ、消費者及びビジネスの信頼を強化するという考え方。

の確保を図る。さらに、APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す。

デジタル庁は、データ標準や各種ツールの整備を進め、指定されたデータを保有する各府省庁に対し必要な支援を行う。各府省庁においては、デジタル庁の整備するデータ標準への準拠、品質評価の実施、参照ルールの徹底等ベース・レジストリに適用されるルール遵守の徹底を図る。

品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む。

また、ベース・レジストリのように汎用的な活用はされないものの、特定分野において社会の基盤として使われるデータや、民間部門において整備されるデータに関して、整備を推進する必要がある。準公共分野については、情報システム整備方針に従い、関係府省庁及び関係業界が連携して当該分野に必要な基盤となるデータの整備を図る。相互連携分野については、IPAのほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

さらに、統計データを各分野のデータと容易に組み合わせて使える状態とする観点から、データを組み合わせるためのキーとなる分類やコード、データの定義等の相互運用性の確保等、データが連携しやすい環境を整備する。

## （7）DFFT 推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集、分析、加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、プライバシーやセキュリティ等、データ流通に関連する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、データ流通に関連する国際的なルール作りや討議等を通じて、DFFTを推進し続ける必要がある。

DFFTの推進の方法は各国の社会的・政治的・文化的背景と密接に関わることから、「信頼性のある自由なデータ流通」を推進するグローバルな枠組みの構築においては、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々との間で連携を図り、その適切な枠組みについて検討を進め、より多くの国との間でルールの形成を促進していくことが重要である。

そのような観点も踏まえながら、政府は、データの世界的な流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、国際的な協調・貢献・交流を積極的に行う。引き続き関係府省庁が、有志国による国際連携、貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代データインフラといった政策分野に応じて責任を持ちつつ、連携して検討・遂行する。

## 7. 安全・安心の確保

### （2）個人情報保護

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に

ついて、令和2年（2020年）改正法の令和4年（2022年）4月1日の施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら、ガイドライン等の整備を進めるとともに、制度の周知広報に積極的に取り組む。また、令和3年（2021年）改正法の令和4年（2022年）春の一部施行及び令和5年（2023年）春の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドラインの整備を進めるとともに、改正により同法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な周知を行う。さらに、これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る。

### 第3部 施策集

#### V. 包括的データ戦略

##### [No. 5-36] 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及び APEC CBPR システムの推進

- 個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の更なる整備が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EU との間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国との間では英国の EU 離脱後における日英間の相互の円滑な個人データ移転の確保に向けた対話、米国との間では APEC 域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムの促進を行うとともに、日米欧三極間及び OECD の場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。引き続き、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を行っていく必要がある。
- 令和3年度（2021年度）においても、信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向け、欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省等）との間で戦略的な対話や連携を行い、既存の越境データ移転の枠組みを活用した個人データ流通の増大を図るための取組や各国間の個人情報保護制度の相互運用性を高めるための取組を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっている OECD プライバシーガイドラインにおいて規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進展させるとともに、信頼性のあるガバメントアクセスに係る高次の原則を策定するための議論を主導する。また、APEC CBPR システムについても、更なる参加企業の拡大に向け、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。
- 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。

## VIII. 安全・安心の確保

### [No. 8－4] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを踏む観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、ガイドライン等を策定するとともに説明会等を実施。
- 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の円滑な施行に向けて、これまで行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又は各地方公共団体の条例により別々に規律されてきたことにも配慮しつつ、各主体の意見を十分に聴取しながら、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。
- また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に対応し、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。
- これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。